

官報



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- | 官報 | |
|--|--|
| 編集・印刷
独立行政法人国立印刷局 | 次 |
| 〔告示〕 | 目次 |
| ○日本国に帰化を許可する件
(法務六一) | ○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件(農林水産四五三) |
| ○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件(同六二、六三) | ○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件(同四五五) |
| ○大気汚染モニタリング機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とバンダラデシュ人民政府との間の書簡の交換に関する件
(外務一〇四) | ○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命令する等の件(同四五五) |
| ○スリランカ民主社会主义共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主义共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(同一一〇五) | ○都市計画に関する件
(国土交通一八九) |
| ○デジタル教材制作推進計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一一〇六) | ○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一九〇) |
| ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国との間の書簡の交換に関する件(同一一〇七) | ○国際会議観光都市の認定に関する公示(観光庁二) |
| ○(京都府公安委三八) | ○海上における射撃訓練を実施する件
(防衛四七一五〇) |
| ○(滋賀県公安委二八) | ○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示(岐阜県公安委四) |
| ○(愛知県公安委七) | ○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示(三重県公安委四) |
| ○(滋賀県公安委二八) | ○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示(京都府公安委三八) |
| ○(京都府公安委三八) | ○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示(滋賀県公安委二八) |
| ○(滋賀県公安委二八) | ○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の口上書の交換に関する件(同一一〇八) |

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示

○法務省告示第六十一号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
令和七年三月十九日

住所	大阪市中央区高津3丁目15番6-602号
高元重	昭和32年11月3日生
高裕仁	平成2年3月18日生
住所	大阪市天王寺区生玉寺町4番26-102号
高裕太	平成元年2月16日生
住所	東京都府中市白糸台4丁目64番地19
張芳惠	昭和45年10月20日生
住所	宮崎県延岡市大門町1067番地1
崔智子	昭和32年2月27日生
住所	東京都立川市砂川町5丁目54番地10
崔美羅	昭和46年6月15日生
住所	川崎市川崎区日進町26番地20
金奈香	平成2年9月6日生
住所	大阪市城東区今福西4丁目6番31号
金慶華子	平成6年12月12日生
住所	大阪市住吉区東粉浜3丁目27番30-709号
李利洙	昭和27年3月23日生
住所	大阪市住吉区万代5丁目6番21号
李晴規	昭和52年11月29日生
住所	東京都三鷹市下連雀3丁目42番13-505号
劉弘艷	昭和60年11月25日生
住所	沖縄県宜野湾市伊佐2丁目8番7-202号
梁美英	昭和50年8月21日生
住所	北九州市小倉南区上吉田6丁目10番22号
金拓莘	平成6年2月6日生
住所	福岡県豊前市大字求善堤189番地1
皇甫悠貴	昭和61年6月17日生
住所	千葉県船橋市芝山2丁目5番2棟803号
張効銘	平成元年10月11日生
住所	栃木県宇都宮市東宿郷5丁目1番21号
タダシ・マエダ	昭和8年1月8日生
住所	静岡県富士市中丸357番地1
ウイタラナゲ・アビシュカ・ブラティバ・ラクサン・ベーラ	平成7年3月10日生
住所	茨城県つくば市梅園2丁目8番地7
ミル札艾合麦提阿葡萄合拜爾	昭和62年2月13日生
住所	東京都東村山市秋津町3丁目21番地1
崔哲峰	昭和53年5月26日生

住所 東京都江東区東陽1丁目18番15号
林慧森 平成3年1月12日生

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目13番5—1401号
潘玟玥 昭和57年1月29日生

住所 大阪府守口市西郷通1丁目11番25号
趙智子 昭和55年3月16日生

住所 大阪府門真市栄町19番6—205号
蔡友里 昭和60年9月15日生
蔡優真 平成19年11月9日生

住所 大阪市東成区東中本2丁目5番22号
徐雅也 平成15年3月17日生

住所 大阪府茨木市田中町7番5号
高美幸 昭和61年12月29日生

住所 新潟県新発田市佐々木288番地4
アンジャナ・マイナリ 平成10年11月11日生
アルビ・ダカル 令和元年11月11日生

住所 静岡県富士市森島293番地1
マツラワ・アラツチゲ・チャラニ・セッワン
ディ 平成8年3月1日生

住所 群馬県利根郡片品村大字鎌田4474番地1
エムディ・サイムン・イスラム 平成5年4月
12日生

住所 東京都江戸川区清新町1丁目1番9—203
号
マンダール・ムクンド・クルカルニ 昭和52年
6月23日生
プラジャクタ・マンダール・クルカルニ 昭和
59年2月15日生
アタルブ・クルカルニ 平成20年8月20日生
アヌグラ・マンダール・クルカルニ 平成24年
10月3日生

住所 川崎市川崎区南町7番地22
張志豪 平成3年5月20日生

住所 横浜市港南区丸山台4丁目12番27号
宋欣荷 平成8年2月13日生

住所 横浜市旭区東希望が丘100番地5
ラジュ・カワル 平成10年8月1日生

住所 三重県桑名市中山町55番地
崔弘明 昭和46年8月8日生

住所 大阪府枚方市北中振1丁目5番18—202号
メイ・ミヤ・ミヤ・ピヨー 平成8年10月26日
生

住所 大阪市北区野崎町1番30—1603号
張劍宏 昭和55年2月13日生

住所 大阪府富田林市久野喜台2丁目3番133—
507号
張鑫男 昭和61年3月12日生

住所 堺市中区平井1028番地2
王佳 平成5年7月5日生

住所 大阪市西成区長橋1丁目4番7—1006号
林娟 昭和51年1月13日生
蔡婧雯 平成16年10月27日生
住所 大阪市城東区新喜多東2丁目8番14号
陳旭輝 平成10年3月5日生
住所 大阪市福島区福島7丁目15番1—1705号
朱学燕 昭和56年6月10日生
住所 大阪府門真市三ツ島5丁目3番54号
ラナシンヘ・アラチッヂグ・シェハン・ニシエ
ダ 平成9年9月6日生
住所 大阪市住之江区南港北1丁目31番17—1712
号
杜成雄 昭和34年9月15日生
住所 大阪市城東区蒲生2丁目10番31—315号
リンダ・メリアニ 平成2年10月25日生
住所 大阪市福島区鷺洲3丁目1番17—2808号
沙漠 平成3年4月2日生
住所 大阪府泉南市中小路3丁目1番1—401号
クリスティーナ・メンドーザ・ウエキ 平成元
年11月25日生
ジュリ・ジャクリン・メンドーザ・ウエキ 平
成20年10月7日生
住所 大阪市北区天神橋4丁目12番24号
宋有理 昭和41年4月15日生
張愛莉 平成6年8月27日生
張裕貴 平成3年10月13日生
住所 福岡市東区唐原5丁目9番53—1号
マニク・ラジ・パウデル 平成3年6月22日生
住所 島根県出雲市姫原2丁目5番地7
尹官植 昭和48年12月3日生
住所 東京都調布市多摩川7丁目8番地9
李京浩 昭和54年3月14日生
具海燕 昭和54年4月20日生
李翔宇 平成22年4月28日生
住所 東京都三鷹市下連雀3丁目21番18号
ディルシ・マリナ・フェルナンド 平成14年8
月31日生
住所 東京都豊島区上池袋2丁目41番5号
マヘシリ・サウド 平成9年4月2日生
住所 三重県鳥羽市安楽島町1312番地6
アヌ・ラミチャネ 平成5年10月23日生
ピアヌ・ダカル 令和6年7月30日生
住所 三重県四日市市鶴の森2丁目2番1号
ウメス・オリ 平成8年5月11日生
住所 滋賀県甲賀市土山町北土山1050番地23
張順子 昭和35年10月13日生
住所 東京都八王子市打越町1297番地14
鄭夢麒 平成5年8月25日生
住所 広島県福山市丸之内1丁目2番32—404号
孫永哲 昭和48年1月15日生

○法務省告示第六十二号 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対しオーストラリアニアエクサウスウェルトルズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
令和七年三月十九日

氏名 ミンジイ・ホング
生年月日 千九百九十四年十一月二十九日

○法務省告示第六十三号 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、ドミニコ連邦共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
令和七年三月十九日

氏名 イエスコ・リンドナ
生年月日 千九百八十三年五月十日

○外務省告示第百四四号 令和七年二月三日にダッカで、大気汚染モニタリング機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府と協力の目的及び内容 大気汚染モニタリング機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入額 八億三千五百万元
贈与の供与期限 令和十二年十二月三十一日
署名者 日本国側 斎田伸一在バングラデシュ
バングラデシュ側 大使モハンマド・シャヒリヤルム・カデル・シディキ財務省経済開発次官
令和七年三月十九日 外務大臣 岩屋毅

○外務省告示第百五号 令和七年二月三日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。
援助の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するためには必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
贈与額 三億円
署名者 日本国側 磯俣秋男在スリランカ大使
スリランカ側 ラグマヒンダ・ムンティヤン財務・計画・経済開発省次官
令和七年三月十九日 外務大臣 岩屋毅

○外務省告示第百六号 令和六年七月三十一日にアンティグオ・クスカトランで、デジタル教材制作推進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和六年十月二十一日に效力を生じた。

1 協力の目的及び内容 デジタル教材制作推進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 五億円

3 贈与の供与期限 令和十年三月三十一日

4 署名者 日本国側 星野芳隆在エルサルバドル大使
エルサルバドル側 ヒファナ・アレクサンドラ・ヒル・ティノコ外務大臣
令和七年三月十九日 外務大臣 岩屋毅

○外務省告示第百七号 令和六年七月三十一日にアンティグオ・クスカトランで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和六年十月二十一日に效力を生じた。

1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 二億千百万円

3 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日

4 署名者 日本国側 星野芳隆在エルサルバドル大使
エルサルバドル側 ヒファナ・アレクサン德拉・ヒル・ティノコ外務大臣
令和七年三月十九日 外務大臣 岩屋毅

○外務省告示第百八号 令和五年十一月二十六日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成二十四年五月二十九日付けの交換公文に従つてイラク共和国政府に供与されることになつた保健セクター復興計画の実施に係る円債による借款の支出期間がイラク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年十一月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年三月十九日 外務大臣 岩屋毅

○農林水産省告示第四百五十三号
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和七年三月十九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 区域及び期間

(一) 区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市	町	村	名
岩手県	盛岡市、一関市、陸前高田市、二戸郡一戸町、紫波郡紫波町及び矢巾町			
宮城県	気仙沼市			

(次のとおり)は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

令和七年四月八日から令和八年三月二十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却を行わなければならぬ。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域の松林において、松くい虫による被害が発生しており、今後、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五 その他必要な事項

三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(一) 三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(二) 三に定める措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に定める措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(四) 三に定める措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(五) 農林水産大臣は、三に定める措置を行つた場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行つることができる。

(五) 農林水産大臣は、(四)の措置を行つた場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行つべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第四百五十四号
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和七年三月十九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 区域及び期間

(一) 区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市	町	村	名
岩手県	大船渡市、陸前高田市			
宮城県	氣仙沼市			

(次のとおり)は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

令和七年四月八日から令和八年三月二十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に對し、薬剤による防除を行わなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域の松林において、松くい虫による被害が発生しており、今後、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五 その他必要な事項

三に定める措置を行つた者又はその代理人は、別に定める申請書を当該措置を行つた

(一) 三に定める措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(二) 三に定める措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 三に定める措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 農林水産大臣は、三に定める措置を行つべき者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行つこ

○農林水産省告示第四百五十五号
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命令するので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和七年三月十九日

一 区域及び期間

〔区域〕

次の表の区域内にある松林の区域のうち次の二種類である。

都道府県名	市	町	村	名
岩手県	大船渡市			
宮城県	氣仙沼市			
山形県	能代市、男鹿市、にかほ市、山本郡三種町及び八峰町 飽海郡遊佐町			

〔次の二種類〕は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて総覧に供する。)

〔期間〕

令和七年四月八日から令和八年三月二十日まで

二 森林病害虫等の種類

〔松くい虫〕

三 行うべき措置の内容

高度公益機能森林又は被害拡大防止森林において、松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破碎又は当該樹木の伐倒及び焼却を行わなければならぬ。

四 命令をしようとする理由

同一の〔に定める区域の松林において、松くい虫による被害が発生しており、今後、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。〕その他必要な事項

五 三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

〔一〕三に定める措置のうち破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チッパーにより破碎を行う場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破碎を行わなければならぬ。

〔二〕三に定める措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、〔一〕により損失補償の申請書を提出する場合は、〔一〕の限りでない。

〔三〕三に定める措置を行つた者又はその代理人は、別に定める申請書を当該措置を行つた後速やかに、当該措置を行つた樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

〔五〕農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が〔一〕に定める期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

〔六〕農林水産大臣は、〔五〕の措置を行つた場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行つべき者が自己の当該措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けねりといひなくとも、補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収する」とがである。

○国土交通省告示第四百五十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づいて告示する。

次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後、取用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示す。

令和七年三月十九日
一 施行者の名称 国土交通大臣 中野 洋昌
二 都市計画事業の種類及び名称 広島圏都市計画道路事業1・4・0・0・1号広島南道路及び広島圏都市計画道路事業3・3・0・0・2号庚午地御前線
三 事業施行期間 自令和七年三月十九日至令和十四年三月三十一日

四 取用の部分 広島県廿日市市串戸一丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前北一丁目、地御前三丁目及び宮内地内
使用の部分 広島県廿日市市串戸一丁目、下平良二丁目、串戸一丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、串戸一丁目、地御前北一丁目、地御前三丁目、地御前北一丁目、地御前北一丁目及び宮内地内

五 取用又は使用の手続が保留される事業地
取用の部分 広島県廿日市市地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、宮内及び地御前北一丁目地内
使用の部分 広島県廿日市市地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、宮内及び地御前北一丁目地内

六 使用の部分 なし
○国土交通省告示第百九十九号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」と云ふ。第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

したがつて、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性
起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由がある、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがつて、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性
(1) 得られる公共の利益
一般国道4号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、青森県青森市に至る延長約839kmの主要幹線道路である。

第3 起業地
1 収用の部分 宮城県黒川郡大衡村大衡字座府、字赤坂及び字河原地内
2 使用の部分 宮城県黒川郡大衡村大衡字座府、字赤坂及び字河原地内

第4 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性
「一般国道4号改築工事（大衡道路）及びこれに伴う村道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、宮城県黒川郡大衡村大衡字赤坂木地内から同村駒場字赤坂地内までの延長4.5kmの区間（以下「本件事業区間」という。）を全体会画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う村道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道4号改築工事（大衡道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される村道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがつて、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性
起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由がある、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがつて、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性
(1) 得られる公共の利益
一般国道4号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、青森県青森市に至る延長約839kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する宮城県黒川郡大衡村は、宮城県のほぼ中央に位置し、県道57号大衡落合線を介して高速自動車国道東北縦貫自動車道の大衡インターチェンジと接続するなど、交通の利便性に優れていることから、自動車関連産業を中心に数多くの工業団地が存し、産業集積地となっている。

また、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、黒川郡大衡村の既成市街地を通過することから、地域住民の通勤、通学、店舗利用等の日常生活による地域内交通に利用されるとともに、首都圏及び東北地方の各主要都市間における物流等の通過交通にも利用されている。

しかしながら、本件区間は、自動車交通量が多いにもかかわらず、本路線の宮城県仙台市から大崎市までの間で唯一の2車線区間であるため、本件区間前後の4車線区間から本件区間に交通が集中することによって交通混雑が発生しているとともに、追突等の交通事故が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、宮城県黒川郡大衡村大衡字萱刈場地内で20,829台／日であり、混雑度は2.06となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和6年12月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については、環境基準等を満足するとしているほか、騒音については、環境基準等を超える値が見られるものの、排水

性舗装の敷設により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧IA類として掲載されているシナイモツゴ、絶滅危惧II類として掲載されているスナヤツメ類、マルタニシ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、トウホクサンショウウオ、クロゲンゴロウ等その他これらの中分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているサクラソウその他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が6か所存在するが、このうち2か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る4か所についても宮城県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成28年1月26日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的な内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

（1）事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑等が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道4号拡幅改良（4車線）建設促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

（2）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県黒川郡大衡村役場

○福島県告示第一号

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第79号）第四条第一項の規定に基づき、福島市を国際会議観光都市として認定したので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年3月19日

観光庁長官 板川 直也

国際会議観光都市として認定

○防衛省告示第四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和7年3月19日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年3月19日（予備、同月20
五日から同月30日）の〇六〇〇から一
八〇〇まで

区 域 八丈島東方の北緯三十一度一四分一四
秒、東経一四度一六分四八秒の地点を
中心とする半径一十五海里の円内の海面
及びその上空で海面から高度一八、一八
八メートル以下の間

実施艦 自衛艦十隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存
在しないこと、また、射撃海面に船舶
等が存しないことを確認しながら実
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚
する。

三 前記区域の地点の経緯度は、世界測
地系の数値である。

○防衛省告示第四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和7年3月19日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年3月19日（予備、同月30
日）の〇六〇〇から11〇〇まで

区 域 沖縄島東方の次の（）から（）までの四
地点を順次繋んだ線及び（）及び（）の二地点
を繋んだ線に引いた間に含まれる海面並びにそ
の上空で海面から高度一五、一四〇メー
トル以下の間

（）北緯二十六度三三分一四秒
東経一八度一九分五三秒

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
旧住所 東京都台東区小島1丁目16番9号 ライオンズマンション御徒町第5 506号
現住所 所在不明
審査請求人 佐藤 耐治
- 2 公示事項
上記審査請求人から令和6年3月27日付けの書面でなされた、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づく令和5年12月22日付けの行政文書の開示をしない旨の決定に対する審査請求について、令和7年1月7日に裁決を行った。当該裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関3丁目2番2号会計検査院事務総長官房法規課情報公開・個人情報保護室内で保管しており、いつでも上記審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

公示送達

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和7年3月19日

会計検査院長 田中 弥生

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
旧住所 東京都台東区小島1丁目16番9号 ライオンズマンション御徒町第5 506号
現住所 所在不明
審査請求人 佐藤 耐治
- 2 公示事項
上記審査請求人から令和6年3月27日付けの書面でなされた、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づく令和6年1月30日付けの行政文書の開示をしない旨の決定に対する審査請求について、令和7年1月7日に裁決を行った。当該裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関3丁目2番2号会計検査院事務総長官房法規課情報公開・個人情報保護室内で保管しており、いつでも上記審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

公示送達

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和7年3月19日

会計検査院長 田中 弥生

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所
愛媛県松山市古川北1丁目16-8
審査請求人 後藤かをる

- 2 公示事項

上記審査請求人から令和5年11月22日付けの書面でなされた、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定に基づく令和5年11月1日付けの保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求について、令和6年12月4日に裁決を行った。当該裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関3丁目2番2号会計検査院事務総長官房法規課情報公開・個人情報保護室内で保管しており、いつでも上記審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

工場財団

山口県下関市長府扇町10番52号長府バイオパーク合同会社の工場財団に山口県下関市長府扇町3番4長府バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年3月19日

山口地方法務局下関支局

大阪市中央区平野町四丁目1番2号日向バイオマス発電株式会社の工場財団に宮崎県日向市大字日知屋字玉田16454番14日向バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年3月19日

宮崎地方法務局延岡支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第30513号

広島市中区袋町3番17号
申立人 広島市信用組合
本籍広島県廿日市市串戸3丁目13番、最後の住所広島県東広島市西条町御薗宇7049番地シティハウス円城寺401号、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和6年7月19日、出生の場所広島市、出生年月日昭和50年9月2日、職業不明
被相続人 亡 井上健太郎
事務所広島県東広島市西条岡町10-10 べに屋ビル2階 205号室 戸田総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩本 瑞穂
催告期間満了日 令和7年10月6日
広島家庭裁判所

令和6年（家）第30559号

島根県浜田市金城町波佐イ366番地
申立人 上山 直美

本籍島根県浜田市金城町長田口27番地、最後の住所広島市安佐北区あさひが丘1丁目1番8号、死亡の場所広島市安佐北区、死亡年月日令和6年9月18日、出生の場所広島県山県郡雄鹿原村、出生年月日昭和23年9月26日、職業無職

被相続人 亡 竹本 保
事務所広島市中区東白島町20番8号 川端ビル2階 石口俊一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 和田森 智
催告期間満了日 令和7年10月7日
広島家庭裁判所

令和6年（家）第30124号

広島県江田島市能美町鹿川2060番地
申立人 社会福祉法人江田島市社会福祉協議会
本籍広島県江田島市大柿町飛渡瀬331番地、最後の住所広島県江田島市能美町鹿川2015番地2、死亡の場所広島県江田島市、死亡年月日令和6年5月22日、出生の場所大阪府中河内郡龍華町、出生年月日昭和13年11月25日、職業無職
被相続人 亡 西原 玄

被相続人 亡 金廣 薫

事務所広島県江田島市大柿町大原4番地1
相続財産清算人 司法書士 立井 尚宏
催告期間満了日 令和7年9月30日

広島家庭裁判所吳支部

令和7年（家）第7011号

山口県宇部市大字西岐波6524番地

申立人 西村由美子

本籍山口県山口市秋穂東509番地、最後の住所山口県防府市敷山町13番21号 藏田方、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和6年1月4日、出生の場所山口県吉敷郡秋穂町、出生年月日昭和26年11月29日、職業不明
被相続人 亡 原田 正

山口県防府市八王子1丁目7番4号 ニューマルマンビル5階 上田・藤井総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤井 武志

催告期間満了日 令和7年10月4日

山口家庭裁判所

令和7年（家）第7011号

大阪府枚方市津田西町2丁目13番6号

申立人 岡本 正男

本籍山口県柳井市阿月311番地、最後の住所山口県柳井市阿月311番地、死亡の場所山口県熊毛郡平生町、死亡年月日平成27年8月18日、出生の場所山口県熊毛郡平生町、出生年月日昭和6年11月18日、職業不明
被相続人 亡 吉野タツ子

事務所山口県岩国市山手町1丁目1番10号 サンピアやまで102

相続財産清算人 弁護士 林 貴士

催告期間満了日 令和7年10月1日

山口家庭裁判所岩国支部

令和7年（家）第19号

申立人 国

本籍愛媛県松山市八反地甲111番地2、最後の住所愛媛県松山市八反地甲51番地3、死亡の場所奈良県天理市、死亡年月日令和5年10月14日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和36年7月2日、職業会社役員
被相続人 亡 西原 玄

愛媛県松山市千舟町4丁目4番地1 グランディア千舟302号 高橋直人法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿部 延享

催告期間満了日 令和7年9月30日

松山家庭裁判所

令和6年(家)第80090号
佐賀県神埼市神埼町本堀438番地
申立人 太田 重信
本籍佐賀県神埼市千代田町下坂981番地、最後の住所佐賀県三養基郡基山町大字園部2307番地1、死亡の場所佐賀県三養基郡基山町、死亡年月日令和5年5月9日、出生の場所佐賀県神埼郡千代田町、出生年月日昭和23年11月6日、職業無職
被相続人 亡 古川 一敏
佐賀市駅前中央1-5-15モードビル6階
甘利法律事務所
相続財産清算人 甘利太希裕
催告期間満了日 令和7年9月30日
佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第166号
青森県弘前市大字駅前2丁目2番地1 パンブービルディング2階C号 小笠原法律事務所
申立人 弁護士 小笠原大記
本籍青森県黒石市野添町6番地、最後の住所青森県黒石市野添町8番地、死亡の場所青森県黒石市、死亡年月日令和4年10月10日頃、出生の場所青森県黒石市、出生年月日昭和31年10月14日、職業不明
被相続人 亡 福士 浩悦
事務所青森県弘前市大字駅前2丁目2番地1 パンブービルディング2階C号 小笠原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小笠原大記
催告期間満了日 令和7年9月28日
青森家庭裁判所弘前支部

令和7年(家)第14号
鳥取県米子市大篠津町3457-2
申立人 本池 峰
本籍鳥取県米子市大篠津町1731番地、最後の住所鳥取県境港市誠道町2083番地さかい幸朋苑、死亡の場所鳥取県境港市、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所鳥取県西伯郡大篠津村、出生年月日大正14年3月23日、職業無職
被相続人 亡 本池志美子
事務所鳥取県米子市米原4丁目3番45号
相続財産清算人 圓岡賢太郎
催告期間満了日 令和7年9月29日
鳥取家庭裁判所米子支部

令和7年(家)第40014号
札幌市中央区大通西14丁目1番地
申立人 北海道信用保証協会
本籍北海道札幌市中央区宮の森3条13丁目899番地6、最後の住所札幌市中央区南2条西5丁目6番地1 ロジェ札幌25-315号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年7月8日、出生の場所岩手県江刺郡岩谷堂町、出生年月日昭和6年4月12日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 久
事務所札幌市中央区大通西11丁目4番地 大通藤井ビル7階 甲斐法律事務所
相続財産清算人 弁護士 甲斐 寛之
催告期間満了日 令和7年10月17日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第1号
北海道天塩郡幌延町1条北2丁目1番3
申立人 社会福祉法人幌延福祉会
本籍東京都豊島区池袋4丁目22番、最後の住所北海道天塩郡幌延町字幌延15番地4北星園、死亡の場所北海道稚内市、死亡年月日令和6年11月10日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和34年2月20日、職業無職
被相続人 亡 中山 明夫
北海道稚内市大黒3丁目5番8号マキノ第3ビル3階稚内ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人 弁護士 池田 慎介
催告期間満了日 令和7年10月31日
旭川家庭裁判所天塩出張所

令和7年(家)第4001号
岩手県奥州市江刺大通り1番15号
申立人 一般社団法人シニア・総合・サポート本籍岩手県一関市萩荘字大袋306番地1、最後の住所岩手県一関市萩荘字大袋306番地1
福光園ケアハウス老楽園、死亡の場所岩手県一関市、死亡年月日令和6年1月26日、出生の場所岩手県西磐井郡一関町、出生年月日昭和6年1月4日、職業無職
被相続人 亡 三浦 敏子
岩手県一関市大手町3-40株式会社岩手日報社一関支社ビル5階熊本賢吾法律事務所
相続財産清算人 弁護士 熊本 賢吾
催告期間満了日 令和7年10月14日
盛岡家庭裁判所一関支部

令和6年(家)第30313号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍仙台市青葉区桜ヶ丘6丁目42番、最後の住所仙台市青葉区桜ヶ丘6丁目42番13号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和5年8月17日、出生の場所宮城県柴田郡船岡町、出生年月日昭和27年7月5日、職業不明
被相続人 亡 宍戸 哲
仙台市青葉区大町2丁目5番9号 渡邊克彦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡邊 智彦
催告期間満了日 令和7年10月27日
仙台家庭裁判所

令和6年(家)第2087号
山形市大字中野140番地
申立人 高梨 春男
本籍山形県東根市神町西3丁目3番、最後の住所山形県東根市神町西3丁目3番23号、死亡の場所山形県西村山郡河北町、死亡年月日平成13年10月15日、出生の場所山形県東根市、出生年月日昭和5年1月17日、職業不明
被相続人 亡 横尾 逸郎
事務所山形市城北町1丁目3番17号五十嵐法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青柳 紀子
催告期間満了日 令和7年10月10日
山形家庭裁判所

令和6年(家)第2093号
山形県西村山郡河北町谷地中央3丁目14番地の2
申立人 高澤 理
本籍山形県西村山郡河北町谷地甲92番地、最後の住所山形県西村山郡河北町谷地甲92番地、死亡の場所山形県西村山郡河北町、死亡年月日令和6年5月3日、出生の場所山形県西村山郡河北町、出生年月日昭和11年7月3日、職業無職
被相続人 亡 後藤 孝子
事務所山形市旅籠町2丁目1番19号菊川明法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森本 健一
催告期間満了日 令和7年10月10日
山形家庭裁判所

令和7年(家)第2004号
山形県上山市新丁6番11号
申立人 沼沢 純一
本籍山形県山形市南原町1丁目21番地、最後の住所山形市すげさわの丘727番地47 すげさわの丘、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和6年9月30日、出生の場所山形県南村山郡滝山村、出生年月日昭和23年7月21日、職業無職
被相続人 亡 渡邊ひで子
事務所山形市本町2-4-15 a r c h s s e n z o k u - y a 3階山形本町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 及川 俊和
催告期間満了日 令和7年10月10日
山形家庭裁判所

令和7年(家)第30013号
茨城県水戸市千波町1918番地
申立人 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
本籍茨城県笠間市笠間2655番地1、最後の住所茨城県笠間市笠間2655番地1、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和5年3月21日、出生の場所東京都東京市荒川区、出生年月日昭和10年3月25日、職業無職
被相続人 亡 塚田喜美代
茨城県水戸市大町3丁目4番14号 プロシード水戸101号室 水戸法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大塚 喜封
催告期間満了日 令和7年10月15日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第30003号
千葉県柏市光ヶ丘団地5番16-105号
申立人 久保田美津子
本籍山形県鶴岡市羽黒町十文字字十文字20番地、最後の住所千葉県柏市豊四季698番地57
旭ルーミー3番館2号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年9月25日、出生の場所山形県東田川郡泉村、出生年月日昭和25年5月26日、職業無職
被相続人 亡 葉山 新一
事務所千葉県松戸市本町6-8 ライムハイツ401号室 かきつばた法律事務所
相続財産清算人 弁護士 澤田 智俊
催告期間満了日 令和7年10月24日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30017号
東京都江戸川区東葛西6丁目5番5号
申立人 株式会社カイム
本籍千葉県松戸市栄町4丁目215番地7、最後の住所千葉県松戸市栄町4丁目215番地の7、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日推定令和6年9月21日から30日までの間、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和44年2月21日、職業会社役員
被相続人 亡 関場 秀久
事務所千葉県柏市若柴178-4 柏の葉キャンパス148街区2 K O I L 5階 柏の葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松川 葉月
催告期間満了日 令和7年10月24日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30052号
東京都港区芝5丁目20番14号三田鈴木ビル3階 今井法律事務所
申立人 今井 勝
本籍東京都大田区西蒲田7丁目17番地、最後の住所千葉県我孫子市布佐平和台5丁目18番20号、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年11月29日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和26年6月20日、職業無職
被相続人 亡 米本智恵子
事務所東京都港区芝5-20-14 三田鈴木ビル3階 今井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 今井 勇太
催告期間満了日 令和7年10月27日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第3007号
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
申立人 株式会社オリエントコーポレーション
本籍神奈川県大和市上草柳8丁目1556番地、最後の住所神奈川県厚木市上荻野3586番地5、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和4年8月8日、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和22年11月12日、職業自営業
被相続人 亡 藤田 徹夫
事務所神奈川県厚木市中町2丁目8番13号TPR厚木ビル6階 弁護士法人常磐法律事務所本厚木支店
相続財産清算人 弁護士 浅井 崇裕
催告期間満了日 令和7年10月15日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第2007号
東京都文京区後楽1丁目4番14号
申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会
本籍新潟県三条市笠堀533番地、最後の住所新潟県三条市高屋敷51番地1、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和6年3月21日、出生の場所新潟県南蒲原郡森町村、出生年月日昭和26年12月7日、職業会社員
被相続人 亡 熊倉 岩夫
新潟県三条市一ノ門1丁目1番14号坂上富男
法律税理事務所
相続財産清算人 江澤 和彦
催告期間満了日 令和7年10月27日
新潟家庭裁判所三条支部

令和6年(家)第3785号
富山市安養坊262-8
申立人 本郷 敏子
本籍富山県射水市中新湊260番地1、最後の住所富山県射水市桜町1番16号、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所富山県上新川郡大沢野町、出生年月日昭和15年8月28日、職業無職
被相続人 亡 八嵩みち子
事務所富山県射水市中野625-1 弁護士法人山本・越後法律事務所
相続財産清算人 弁護士 越後 雅俊
催告期間満了日 令和7年10月15日
富山家庭裁判所高岡支部

令和6年(家)第3902号
富山県射水市串田5085番地
申立人 大澤 葉子
本籍富山県高岡市京町11番、最後の住所富山県射水市串田5085番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和24年6月12日、職業無職
被相続人 亡 大澤 光廣
事務所富山県高岡市本町2番11号大井ビル2階
相続財産清算人 司法書士 本田 清実
催告期間満了日 令和7年10月16日
富山家庭裁判所高岡支部

令和6年(家)第8093号
静岡県沼津市御幸町16番1号
申立人 沼津市
本籍静岡県沼津市松長85番地、最後の住所静岡県沼津市岡一色822番地の2 シャリエ沼津203、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和3年7月13日、出生の場所静岡県駿東郡片浜村、出生年月日昭和10年3月28日、職業不明
被相続人 亡 秋山 秀正
事務所静岡県沼津市御幸町24番19号サンライズみゆき201古川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古川 陽子
催告期間満了日 令和7年10月10日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和6年(家)第8094号
静岡県沼津市御幸町16番1号
申立人 沼津市
本籍静岡県沼津市松長231番地、最後の住所静岡県沼津市東原481番地の15、死亡の場所静岡県駿東郡清水町、死亡年月日平成19年3月2日、出生の場所静岡県駿東郡片浜村、出生年月日昭和8年8月8日、職業不明
被相続人 亡 秋山 久佳
事務所静岡県沼津市御幸町24番19号サンライズみゆき201古川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古川 陽子
催告期間満了日 令和7年10月10日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第3003号
静岡県掛川市亀の甲2丁目203番地
申立人 島田掛川信用金庫
本籍静岡県菊川市加茂5434番地、最後の住所静岡県菊川市加茂5436番地、死亡の場所静岡県磐田市、死亡年月日令和6年4月23日、出生の場所静岡県小笠郡菊川町、出生年月日昭和40年9月21日、職業会社役員
被相続人 亡 高坂 清信
静岡県浜松市中央区野口町217番地の4 才フイス野口2B 浜松綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 祐尚
催告期間満了日 令和7年10月20日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和6年(家)第211号
愛知県海部郡蟹江町本町11丁目48番地コ一ボ成田II2D
申立人 森本 松郎
本籍三重県多気郡多気町兄国515番地、最後の住所三重県伊勢市二俣町577番地1万亀会館、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和6年1月26日、出生の場所三重県多気郡多気町、出生年月日昭和30年4月16日、職業不詳
被相続人 亡 森本幾久男
事務所三重県伊勢市吹上1丁目7-7きりん第6ビル4階奥村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 奥村 雅道
催告期間満了日 令和7年10月17日
津家庭裁判所伊勢支部

令和6年(家)第81886号
大阪府大阪市東成区大今里南1丁目15番9号
申立人 山本 榮
本籍大阪府大阪市東住吉区住道矢田1丁目13番地、最後の住所大阪市東住吉区住道矢田1丁目9番3号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和6年10月4日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和46年10月11日、職業無職
被相続人 亡 島村 明
大阪市北区西天満1-7-20JIN・ORIXビル6階
相続財産清算人 弁護士 藤原 智絵
催告期間満了日 令和7年10月28日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80020号
奈良県奈良市富雄北3丁目21番5-204号
申立人 村上加代子
本籍大阪府大阪市城東区鳴野東3丁目67番地4、最後の住所大阪府四條畷市南野2丁目2番21号、死亡の場所大阪府大東市、死亡年月日令和6年10月9日、出生の場所大阪府大阪市浪速区、出生年月日昭和8年10月6日、職業無職
被相続人 亡 川路壽美子
大阪市中央区南本町1-3-9-1201
相続財産清算人 弁護士 柏木 秀介
催告期間満了日 令和7年10月27日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80126号 大阪府箕面市箕面8丁目6番41号 申立人 本田 恵子 本籍大阪府高槻市宮野町18番、最後の住所大阪府高槻市宮野町18番46号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所大分県佐伯市、出生年月日昭和34年5月18日、職業合同会社代表社員 被相続人 亡 木許 隆 大阪市中央区北浜2-5-23小寺プラザ8階 相続財産清算人 弁護士 松森 美穂 催告期間満了日 令和7年10月28日 大阪家庭裁判所 令和6年（家）第1723号 神戸市灘区原田通1丁目2番20-603 申立人 吉川眞寿美 本籍神戸市須磨区西落合4丁目1番、最後の住所神戸市須磨区西落合4丁目1番222-302号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日令和6年2月4日、出生の場所神戸市北区、出生年月日昭和60年2月16日、職業不詳 被相続人 亡 東 亨飛 神戸市中央区八幡通3丁目2-5 IN東洋ビル501号室 アトム神戸法律事務所 相続財産清算人 弁護士 濱手 亮輔 催告期間満了日 令和7年10月17日 神戸家庭裁判所 令和7年（家）第40006号 愛媛県松山市南堀端町1番地 申立人 株式会社伊予銀行 本籍兵庫県三田市弥生が丘5丁目5番地1、最後の住所兵庫県三田市弥生が丘5丁目5番地1、死亡の場所大阪市中央区、死亡年月日令和5年8月5日、出生の場所大阪府枚方市、出生年月日昭和61年10月21日、職業医師 被相続人 亡 岩崎 昌平 神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル7階 神戸海都法律事務所 相続財産清算人 弁護士 向山 大輔 催告期間満了日 令和7年10月17日 神戸家庭裁判所 令和6年（家）第3021号 東京都新宿区水道町3番1号 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構 代表者代表取締役 須藤 洋	本籍山口県宇部市大字東吉部2604番地、最後の住所山口県宇部市大字東吉部2648番地1、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日令和5年4月20日、出生の場所山口県厚狭郡楠町、出生年月日昭和34年11月13日、職業不明 被相続人 亡 岡本 茂信 事務所山口県宇部市新天町1丁目2番38号新天町ビル3階 相続財産清算人 司法書士 林 萬守 催告期間満了日 令和7年10月14日 山口家庭裁判所船木出張所 令和7年（家）第3001号 山口県美祢市大嶺町西分863番地2 申立人 山本 正二 本籍山口県美祢市大嶺町西分847番地1、最後の住所山口県美祢市大嶺町西分863番地2、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和6年11月12日、出生の場所山口県美祢郡大嶺町、出生年月日昭和19年3月25日、職業無職 被相続人 亡 山本 幸代 事務所山口県宇部市常盤町2丁目1番28号常盤町ビル宇部・山陽小野田総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大江 公哉 催告期間満了日 令和7年10月14日 山口家庭裁判所船木出張所 令和6年（家）第464号 香川県三豊市三野町下高瀬735番地2 ニューグリニピア三野津2-A 申立人 細川 正行 本籍香川県三豊市豊中町上高野3123番地1、最後の住所香川県三豊市豊中町上高野3123番地1、死亡の場所香川県三豊市、死亡年月日令和6年8月13日、出生の場所香川県三豊郡上高野村、出生年月日昭和16年1月7日、職業無職 被相続人 亡 細川 弘志 香川県高松市仏生山町甲345番地6 相続財産清算人 司法書士 岩野 哲 催告期間満了日 令和7年11月30日 高松家庭裁判所観音寺支部 令和7年（家）第15号 香川県高松市亀井町6番地1 申立人 株式会社香川銀行
--	--

本籍香川県観音寺市木之郷町1065番地、最後の住所香川県観音寺市木之郷町1065番地2、死亡の場所香川県観音寺市、死亡年月日令和6年7月23日、出生の場所香川県観音寺市、出生年月日昭和18年3月4日、職業自営業 被相続人 亡 石川 泰國 香川県観音寺市坂本町5丁目18番35号安藤法律事務所 相続財産清算人 弁護士 安藤 誠基 催告期間満了日 令和7年11月30日 高松家庭裁判所観音寺支部 令和6年（家）第83号 愛媛県松山市南堀端町1番地 申立人 株式会社伊予銀行 本籍愛媛県西予市野村町小松109番地、最後の住所愛媛県大洲市東大洲5番地大洲中央病院、死亡の場所愛媛県大洲市、死亡年月日令和5年7月13日、出生の場所愛媛県上浮穴郡浮穴村、出生年月日昭和10年4月13日、職業会社役員 被相続人 亡 山崎二三生 愛媛県大洲市中村195番地1コスモボリタン中野No.4 弁護士法人たいよう大洲事務所 相続財産清算人 弁護士 兵頭 肇 催告期間満了日 令和7年11月4日 松山家庭裁判所大洲支部 令和6年（家）第7359号 福岡県福岡市博多区美野島3丁目5番4号パインヒルズ美野島101号 申立人 佐藤 直幸 本籍福岡県直方市溝堀3丁目4644番地、最後の住所福岡県福岡市東区西戸崎5丁目22番1号西戸崎創生園、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日令和6年7月25日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和30年10月27日、職業無職 被相続人 亡 佐保 米子 事務所福岡県福岡市東区箱崎3丁目8番7号 相続財産清算人 司法書士 吉田 昭夫 催告期間満了日 令和7年10月31日 福岡家庭裁判所 令和6年（家）第7381号 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号 申立人 福岡市 本籍徳島県阿波市土成町秋月字中ノ王子113番地2、最後の住所福岡県福岡市早良区田隈3丁目44番5号、死亡の場所福岡県福岡市早良区、死亡年月日令和4年12月21日頃から31日頃までの間、出生の場所佐賀県佐賀市、出生年月日昭和36年8月20日、職業不明 被相続人 亡 手塚 喜彦 事務所福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目2番34号 相続財産清算人 司法書士 稲員 敬三 催告期間満了日 令和7年10月31日 福岡家庭裁判所 令和6年（家）第17007号 石川県加賀市河原町150番地1 申立人 横川惠美子 本籍北海道幌泉郡えりも町字本町199番地、最後の住所沖縄県石垣市宇野底96番地4、死亡の場所沖縄県石垣市、死亡年月日平成22年12月2日、出生の場所北海道幌泉郡えりも町、出生年月日昭和24年8月21日、職業会社員 被相続人 亡 大野 昇一 沖縄県石垣市字真栄里204番地32シーサイドマンション大盛3-E 相続財産清算人 青木 徹 催告期間満了日 令和7年10月17日 那霸家庭裁判所石垣支部 相続権主張の催告期間満了日の変更 令和6年1月23日掲載の神戸家庭裁判所洲本支部に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更します。 令和5年（家）第1185号 兵庫県淡路市岩屋524番地2 申立人 山口 昌志 本籍兵庫県淡路市久留麻2320番地3、最後の住所兵庫県淡路市久留麻2320番地3、死亡の場所兵庫県淡路市、死亡年月日令和5年9月29日、出生の場所兵庫県津名郡仮屋町、出生年月日昭和7年5月20日、職業無職 被相続人 亡 中村 弘子 旧催告期間満了日 令和6年8月5日 新催告期間満了日 令和7年5月30日 神戸家庭裁判所洲本支部

令和6年8月16日掲載の神戸家庭裁判所洲本支部に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更します。

令和6年(家)第380号

兵庫県淡路市志筑1738番地5

申立人 上田 敏弘

本籍兵庫県淡路市山田乙163番地1、最後の住所兵庫県淡路市志筑1738番地5、死亡の場所兵庫県淡路市、死亡年月日令和5年9月23日、出生の場所兵庫県津名郡山田村、出生年月日昭和8年10月23日、職業会社役員被相続人 亡 上田 隆三

旧催告期間満了日 令和7年2月25日

新催告期間満了日 令和7年4月25日

神戸家庭裁判所洲本支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をするとともに有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(へ)第1号

東京都目黒区目黒本町2丁目6番15号セザール第二学芸大学601

申立人 川原 真弓

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月6日

令和7年2月27日 吹田簡易裁判所
(別紙) 目録

小切手(線引) 1通

小切手番号 BA079201

金額 2,475,000円

支払人 株式会社みずほ銀行江坂支店

支払地 大阪府吹田市

振出日 令和6年11月30日

振出地 東京都武蔵野市

振出人 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

岡山市北区駿前町1丁目1番11号

申立人 水内 孝子

権利の届出の終期 令和7年6月17日

令和7年2月27日 岡山簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 岡山市北区寿町15番3

宅地 156.66平方メートル

(2)登記年月日番号 岡山地方法務局岡山西出張所
昭和8年5月22日受付第7672号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和8年5月22日設定

存続期間 契約の日より昭和18年2月末日迄

地代 無償

地上権者 岡山市東中山下59番地

有限責任岡山第三住宅組合

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第181号

北海道根室市明治町2丁目6番地10共明治アパート201

申立人 藤中 佳美

本籍北海道宗谷郡猿払村字知来別番外地、最後の住所北海道稚内市朝日2丁目2番15号阿部工務店作業所2F

不在者 駒井喜美男

昭和23年2月6日生

届出期間満了日 令和7年6月30日

旭川家庭裁判所稚内支部

令和6年(家)第7361号

東京都東大和市南街2-84-3

申立人 濱川 重則

本籍東京都新宿区市谷鷹匠町10番地、最後の住所東京都板橋区中丸町40番8号 菅野コープ202

不在者 濱川 義信

昭和28年2月25日生

届出期間満了日 令和7年7月11日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9302号

千葉県市原市江子田221番地

申立人 多賀 義美

本籍千葉県木更津市真舟2丁目24番地9、最後の住所福島県以下不詳

不在者 相賀 勝美

昭和38年3月1日生

届出期間満了日 令和7年7月4日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第4182号

大阪市北区鶴野町3番9-1209号

申立人 平田 万士

国籍韓国、最後の住所大阪市生野区桃谷4丁目18番18号

不在者 康 満成

西暦1943年11月21日生

届出期間満了日 令和7年7月1日

大阪家庭裁判所

令和6年(家)第1527号

さいたま市北区今羽町114-204

申立人 田上 理恵

本籍東京都豊島区長崎4丁目38番地4、最後の住所神戸市兵庫区荒田町3丁目62番3号

第2大谷マンション305号

不在者 矢島 雅美

昭和26年5月22日生

届出期間満了日 令和7年7月4日

神戸家庭裁判所

令和6年(家)第7456号

千葉県鎌ヶ谷市北中沢1-11-1-301

申立人 九谷ふく子

本籍埼玉県秩父市荒川上田野1435番地1、最後の住所不明

不在者 九谷 昭吉

昭和9年10月4日生

届出期間満了日 令和7年6月27日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第1053号

群馬県利根郡みなかみ町川上378番地1

申立人 宮本 龍彌

本籍福岡県みやま市瀬高町本吉880番地1、最後の住所佐賀県杵島郡武雄町大字富岡7844番地

不在者 間々田幸信

大正14年2月9日生

届出期間満了日 令和7年7月4日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第1054号

群馬県利根郡みなかみ町川上378番地1

申立人 宮本 龍彌

本籍佐賀県唐津市呼子町呼子3755番地、最後の住所不明

不在者 宮本 勝彌

昭和15年2月12日生

届出期間満了日 令和7年6月26日

東京家庭裁判所

失踪宣言

令和6年(家)第877号

本籍兵庫県三田市上内神1605番地470、最後の住所兵庫県三田市上内神1605番地485

不在者 蓬萊 定和

昭和37年10月15日生

令和7年2月26日失踪宣言審判確定

神戸家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第44号

本籍鳥取県鳥取市青谷町大坪341番地、最後の住所鳥取県鳥取市青谷町大坪341番地

不在者 大江 輝子

昭和10年10月13日生

令和7年2月22日失踪宣言審判確定

鳥取家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第62号

本籍鳥取県米子市下新印421番地、最後の住所鳥取県米子市下新印421番地

不在者 田村 初郎

昭和19年6月7日生

令和7年2月22日失踪宣言審判確定

鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

令和6年(家)第139号

本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字港川268番地、最後の住所沖縄県島尻郡具志頭村字港川9番地

不在者 稲嶺カメ子

昭和4年3月7日生

令和7年2月22日失踪宣言審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第7号

秋田県大館市駿迦内字板子石8番地

債務者 有限会社渡部組

代表者取締役 渡部 光春

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 謙治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前11時30分

秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第20号

岐阜県多治見市平井町2丁目30番地8

債務者 株式会社M's Corporation

代表者取締役 小栗 将徳

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安井 典高
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前11時

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第8号

秋田県湯沢市吹張2丁目1番7号

債務者 株式会社奥山印刷所

代表者取締役 奥山 忠平

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分

秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第165号

東京都町田市中町3丁目6番33号

債務者 株式会社エーアイ

代表者取締役 荒居 健一

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島 弘毅
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第41号

茨城県水戸市笠原町600番地17朝日ビル2F

債務者 株式会社K'z company

代表者取締役 松崎 一志

- 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 健秀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時15分

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第268号

福岡県春日市平田台1丁目47番地5

債務者 Benten Distribution株式会社

代表者取締役 長沼 静

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 住野 武史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第79号

鹿児島市下荒田3丁目40番4号

債務者 有限会社うちだ

代表者取締役 奥 照美

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井慎一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後1時30分

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第283号

福岡県春日市大和町2丁目9番地1-501号

債務者 株式会社九州トータルプランニング

代表者取締役 添田幸太郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午後3時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第540号

大阪市平野区加美正覚寺4丁目7番32号

債務者 株式会社山城製作所

代表者取締役 柳原 康彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鍋谷 文子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第201号

福岡県大野城市御笠川6丁目5番19号

債務者 株式会社リブレイス

代表者取締役 岡 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高松 康祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2383号

福岡市博多区奈良屋町5-18

債務者 株式会社エー・ワン

代表者取締役 石山 弘海

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井慎一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第196号

埼玉県川口市領家2丁目27番14号ハーベスト

柿の木407

債務者 株式会社ゲッツエンジニアリング

代表者取締役 島田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 佳純
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時30分

令和7年(フ)第18号

滋賀県東近江市桜川西町字向川原368番地1

債務者 株式会社清宝

代表者取締役 北川 泰司

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 俣木 徹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時30分

大津地方裁判所彦根支部

令和6年(フ)第6117号

大阪市淀川区木川西4丁目2番16-703号

債務者 阪本 靖隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我部晋太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第290号

福岡市南区大橋2丁目5番18号

債務者 株式会社ウラヤ

代表者取締役 浦屋 雅彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒野 賢大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第479号

大津市坂本7丁目30番50号

債務者 HSK. JAPAN株式会社

代表者取締役 南 晶夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉本 周平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第43号	大津市仰木の里1丁目15番7号 債務者 株式会社アージュ 代表者代表取締役 佐近みゆき 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 慶太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時30分 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第74号	静岡市駿河区登呂4丁目26番4号 債務者 株式会社L e' Heart 代表者代表取締役 前澤 裕太 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻田 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時30分 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第4373号	大阪市大正区千島3-6-17-410、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区南恩加島5丁目15番8号 債務者 アイテック株式会社 代表者代表取締役 足立 博行 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田賢太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第174号	札幌市豊平区美園7条6丁目1番28-402号 債務者 産興企画株式会社 代表者代表取締役 三浦 貴紀 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川翔太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時30分 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第41号	横浜市泉区新橋町1149番地7 債務者 株式会社ニューウェーブ神奈川 代表者代表取締役 南野 雅治

令和7年(フ)第65号	北九州市若松区大字畠田919番地2 (グランチエスタ鴨生田Ⅲ105号) 債務者 江見 康彦 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 緒方 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(フ)第63号	香川県高松市多肥下町1506番地15 マルシンビル2階 債務者 株式会社CONNECT 代表者代表取締役 河野 芳秀 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松井 創 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第51号	福島県郡山市富田町字稻川原53番地レジデンスワタナベ105号室 債務者 株式会社RINKEN 代表者代表取締役 本田 大介 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 龍太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第1961号	札幌市中央区大通西1丁目14番地2 債務者 株式会社イー・カムトゥルー 代表者代表取締役 上田 正巳 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 政池 裕一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後4時 札幌地方裁判所民事第4部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第8号	佐賀県唐津市神田1256番地1 ヴェールヴァンⅠ201号、前住所佐賀県唐津市神田1754番地2 神田県営住宅721号 債務者 池田 弘美 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北條 愛 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第69号 愛知県豊田市若林東町宮間85番地5 債務者 菊地 貞次 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 貴弘 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後3時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第16号 山形県東田川郡庄内町常万字大乘向11番地12 ジヤルダン常万 A号室 債務者 梅木 靖正 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東海林正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 山形地方裁判所酒田支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月15日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 横浜地方裁判所横須賀支部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 満松 和憲 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第91号 岐阜県多治見市旭ヶ丘10丁目2番地322、住民票上の住所岐阜県可児市大森2081番地57 債務者 深津 貴史 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 光太 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年(フ)第8号 宮城県登米市迫町北方字早坂117番地9 債務者 菅原 正 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 開発 健次 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月10日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 仙台地方裁判所登米支部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月21日午後2時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第406号 埼玉県羽生市大字上新郷6090番地1、旧住所埼玉県熊谷市広瀬675番地77 債務者 井上 謙一 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸山 博久 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月10日前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第7号 秋田県横手市大雄字田村65番地 債務者 高橋 隆美 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田いづみ 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月10日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 秋田地方裁判所横手支部	令和7年(フ)第192号 東京都福生市大字熊川220番地1 レジデンス福生201号室 債務者 森田 善行 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 芳彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月13日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 館田 拓也 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年(フ)第500号 横浜市戸塚区原宿5丁目31番3-502号 債務者 藤井 夏 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安達 勤司 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月28日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第9号 秋田県湯沢市吹張2丁目1番7号 債務者 奥山 忠平 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 秋田地方裁判所横手支部	令和7年(フ)第21号 神奈川県横須賀市公郷町5丁目21番地12、旧住所神奈川県横須賀市吉倉町1丁目29番地 債務者 滝口 誠 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀文 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白井 正人 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年(フ)第275号 神奈川県逗子市小坪1丁目16番16号 債務者 鈴木 雅之 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 繁行 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
	令和7年(フ)第338号 横浜市保土ヶ谷区狩場町300番地47 債務者 鈴木 照幸		

令和6年(フ)第434号
静岡県熱海市和田町10番3号 三楽荘201号
債務者 佐々木正枝
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高木 登
4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第166号
神奈川県相模原市南区古淵6丁目27番15号
債務者 荒居 健一
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島 弘毅
4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月17日午後1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第180号
横浜市南区高根町3丁目17番地 ストーク大通り公園参番館901
債務者 沼田 淳
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宇野真由美
4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月18日午前11時20分
6 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3041号
横浜市瀬谷区宮沢2丁目44番地 コズミックシティ宮沢第一B棟202
債務者 成山 佑太
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 諸節 統

4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前11時10分
6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第14号
岐阜市古市場13番地8
債務者 ジョニーのからあげ岐阜駅前店こと石橋 智
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 徹
4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第18号
新潟県村上市羽ヶ根111番地3
債務者 渡邊 英人
1 決定年月日時 令和7年3月11日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 犬飼 善和
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前10時10分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第15号
島根県出雲市白枝町287番地4 グリーンヒロⅡ-202
債務者 今岡 未来
1 決定年月日時 令和7年3月11日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 智崇
4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後3時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第69号
宮崎市大塚町権現前891番地1
債務者 實原 秀夫
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 黒木 昭秀
4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第275号
北海道茅部郡森町字鳥崎町104番地122
債務者 片岡 伸章
1 決定年月日時 令和7年3月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 兼平 史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
函館地方裁判所
令和7年(フ)第27号
北海道紋別郡湧別町南兵村一区143番地
債務者 松野 美明
1 決定年月日時 令和7年3月10日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 信孝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係
令和6年(フ)第1293号
仙台市青葉区中山台4丁目7番地の6
債務者 小島 大介
1 決定年月日時 令和7年3月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林 健太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第187号
仙台市泉区みずほ台22番地の2 ログバルクA-202
債務者 古川 実里
1 決定年月日時 令和7年3月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金成 有祐
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第221号
仙台市青葉区双葉ケ丘1丁目43番11号 ハイツアンビシャス103、従前の住所宮城県多賀城市高橋2丁目16番24号 ゼロハイツ203号
債務者 塩崎丈一朗
1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 多田 創一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第11号
宮城県東松島市矢本字蜂谷浦54番地2
債務者 佐藤 進
1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 滝沢 圭
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第1号 新潟市中央区上近江3丁目33番5-611号 債務者 遠藤 翼 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 友紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳原 聖雨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年4月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第6号 岐阜県土岐市肥田町浅野1080番地の11 債務者 石橋 和典 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 賢二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第64号 新潟県五泉市三本木2丁目6番3号 債務者 田巻 隆 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 崎山有紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野 裕佳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第150号 滋賀県近江八幡市鷹飼町北1丁目9番地7(501号) 債務者 下村 秀幸 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 多賀 安彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(フ)第480号 大津市坂本7丁目30番50号 債務者 南 昌夫 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 周平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒巻 秀城 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 光歩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第19号 愛知県名古屋市中村区小鴨町177番地アミコート岩塚102号、前住所滋賀県東近江市市子川原町716番地17 ランジェ・ドゥ・シリエⅡ 101号室 債務者 北川 泰司 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 俣木 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第64号 香川県高松市屋島東町1700番地 コートビルジ屋島103 債務者 河野 芳秀 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松井 創 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 住野 武史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 献 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月14日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第19号 広島県福山市御幸町大字森脇521番地9、旧住所東京都江戸川区東小松川2丁目26-3サンベルク104号 債務者 住田 聖弥 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 檜上 美雪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第22号 福岡市東区松香台1丁目23番37-101号 サンフローラ1番館 債務者 ピアニスト立花洋一こと 立花 洋一	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 尚弘	1 決定年月日時 令和7年3月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第75号 大阪府四條畷市田原台9丁目6番22号 債務者 新垣 洋子 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2249号 福岡県春日市光町3丁目12番地 サンヴィラ 春日201号、前住所福岡県太宰府市大佐野2 丁目7番3号 IMAGINE HOUSE 201号 債務者 YOSA PARK Prismこと 芦刈 彩子(旧姓吉村)	令和7年(フ)第52号 福島県郡山市富田町日吉ヶ丘42番地 B棟 債務者 本田 大介 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 龍太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鍵谷 文子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月26日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第399号 鹿児島市山田町1573番地5 債務者 黒丸 志保 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後2時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 聰司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第154号 埼玉県朝霞市本町1丁目12番20—106号 債務者 目黒 寛男 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高澤 史生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月2日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第85号 兵庫県姫路市勝原区勝原町85番地 債務者 岡田 健義 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石塚 順平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月13日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第197号 埼玉県川口市領家2丁目24番9号 FLEX 川口205号、旧住所埼玉県川口市領家2丁目 27番14—407号 ハーベスト柿の木 債務者 島田 誠 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 佳純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第16号 山形市吉原2—15—3若宮病院内、住民票上の住所山形県寒河江市字雲河原159番地 債務者 秋場 和範 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後2時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 俊和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第155号 埼玉県朝霞市本町1丁目12番20—106号 債務者 目黒 悅 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高澤 史生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月2日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第5号 徳島県徳島市川内町沖島278番地の6 債務者 中山 廣美 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 泉 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月2日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第5号 山口県萩市大字山田4664番地7 改良住宅 1—1号 債務者 田嶋 良一 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒川 裕希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年4月25日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで 山口地方裁判所萩支部
令和7年(フ)第32号 山形県村山市橋岡鶴ヶ町1丁目7番16—15号 アートボリス 105、前住所山形県尾花沢市 大字荻袋1273番地4 債務者 滝沢 正志 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後2時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 善大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第203号 さいたま市大宮区堀の内町1丁目460番地9 ディアコート式番館407 債務者 石橋 英二 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金田 恒平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第80号 鹿児島市下荒田3丁目40番4号 101号 債務者 奥 照美 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前11時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月21日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第72号 宮崎市天満3丁目3番12号 債務者 安部 由佳 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時30分 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 大樹 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第32号 山形県村山市橋岡鶴ヶ町1丁目7番16—15号 アートボリス 105、前住所山形県尾花沢市 大字荻袋1273番地4 債務者 滝沢 正志 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後2時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 善大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第541号 大阪市平野区加美東1丁目11番22号 債務者 柳原 康彦 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 悠作	令和7年(フ)第605号 大阪市城東区鳴野東3丁目6番6号 鳴野マンション101号 債務者 澤田 隆 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 悠作	令和7年(フ)第605号 大阪市城東区鳴野東3丁目6番6号 鳴野マンション101号 債務者 澤田 隆 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 悠作

<p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第11号 山形県米沢市春日1丁目7番55号 ロイヤルハイツ103号室、前住所山形県米沢市林泉寺2丁目10番29号 ライフステージ古志田C-102号室 債務者 高野 勇悟 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 山形地方裁判所米沢支部</p> <p>令和7年(フ)第6号 和歌山県田辺市朝日ヶ丘13番31号 コーポ三和305、住民票上の住所和歌山県田辺市龍神村福井1299番地の5 債務者 原 雄作 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 和歌山地方裁判所田辺支部</p> <p>令和7年(フ)第91号 北九州市八幡西区西川頭町10番23-204号 債務者 創作館こと 野見山 清 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和7年(フ)第115号 北九州市小倉北区中井5丁目15番4-605号 債務者 佐藤 孝裕 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第117号 北九州市八幡西区中の原2丁目19番2号 債務者 奥村 修次 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和7年(フ)第123号 北九州市小倉北区板櫃町1番20号 債務者 大久保伸男 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和6年(フ)第462号 北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町285番地1 債務者 坂本 通人 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第60号 函館市日吉町3丁目36番8-408号 債務者 歩仁内利男 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第98号 埼玉県所沢市緑町4丁目6番9-201号 コープ竹内 債務者 庄司 典 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>令和7年(フ)第104号 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目715番地の1 ウイステリア303 債務者 小野 孝弘 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>令和7年(フ)第111号 埼玉県所沢市小手指南5丁目12番地の2 ペットケアピレッジ小手指南F202 債務者 平 一美 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>令和7年(フ)第139号 埼玉県狭山市祇園3番11-301号 債務者 石崎 好幸 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>令和7年(フ)第140号 埼玉県狭山市入間川1丁目15番29号 ジーメゾン狭山入間川303、前住所埼玉県川越市むさし野35番地1 (エクセレントハイツ103号室) 債務者 村井 麻純 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>
---	--	---

令和6年(フ)第3057号 名古屋市天白区八幡山1208番地 メゾン八事 406号 債務者 長谷川高子 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第26号 長崎県長崎市新戸町3丁目5番13号 債務者 山中 健豊 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第1376号 東京都新宿区戸山2丁目28-603 債務者 今岡美弥子 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1460号 東京都世田谷区東玉川1丁目27-10-102 債務者 飯田 弘則 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第311号 名古屋市昭和区花見通3丁目21番地 ペノート松中303号、従前の住所名古屋市昭和区五軒家町8番地の1 リブローネ南山2A号 債務者 安藤 昌 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第42号 北海道旭川市南1条通22丁目1974番地の85 債務者 佐々木乃愛(旧姓藤原) 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月29日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1377号 東京都練馬区豊玉北4丁目32-12-307 債務者 石原 晋也 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1496号 東京都板橋区大山東町21-2 クロス大山1107 債務者 長尾 恒希 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第342号 名古屋市緑区有松町大字桶狭間字愛宕西23番第69番地 グループホームカフェライフ306号、従前の住所名古屋市緑区南陵401番地桶狭間荘11棟304号 債務者 山内 開人 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第76号 大阪市東住吉区田辺2丁目7番20-403号、前住所大阪市東住吉区田辺3丁目4番17号 債務者 岡本 風太 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月23日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1434号 東京都品川区荏原4丁目3-1-704 債務者 川口 信広 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1497号 東京都板橋区坂下3丁目3-1 ハスネワールドアパートメントM2 債務者 吉田 洋夢 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第379号 愛知県知多郡南知多町大字山海字間草112番地 債務者 鈴木佳余子 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第437号 大阪市鶴見区横堤2丁目5番24号 301、前住所大阪市鶴見区焼野2丁目8番12号 シムリーウン 202号 債務者 桐山 元樹 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1437号 東京都江戸川区松島3丁目27-4-201 債務者 石川 裕二 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第1497号 東京都板橋区坂下3丁目3-1 ハスネワーリドアパートメントM2 債務者 吉田 洋夢 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1499号 東京都三鷹市下連雀3丁目10-10-D 債務者 野原 健太 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第26号 福島県いわき市鹿島町久保3丁目1番地の21 アネックスビル504、商業登記簿上の本店所在地福島県いわき市内郷内町立町59番地 破産者 株式会社佐藤土木 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第1500号 東京都目黒区五本木2丁目35-13 五本木ハイブリッドB-10 債務者 北山 智大 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5号 長崎県島原市南下川尻町8082番地1 北田アパート212号 債務者 井上 ユリ 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月6日午前11時 長崎地方裁判所島原支部破産係 破産手続廃止
令和7年(フ)第1503号 東京都板橋区中台2丁目33-5 LES HOMME 東の丘201 債務者 小林あき子 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第472号 福岡市中央区天神2丁目3番10号天神パインクレスト719号 破産者 株式会社クラウダー 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1502号 東京都中野区江古田4丁目13-8-207 債務者 阿部 恵美 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第845号 福岡市中央区大手門1丁目9番8号(吉住ビル) 破産者 福岡中央陸運有限会社 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1525号 東京都荒川区荒川4丁目33-5-102 債務者 内村 優子 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第2192号 長崎市竹の久保町22番10号 破産者 有限会社ジオン 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1526号 東京都練馬区下石神井2丁目8-18-8 債務者 松田 義和 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第682号 栃木県宇都宮市大通り3丁目5番18号 宮リバーハイツ607、前住所東京都西東京市富士町1丁目7番6-101号 破産者 土屋 光大 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第894号 仙台市青葉区台原3丁目17番6-703号、従前の本店所在地仙台市青葉区中江1丁目25番7号 破産者 株式会社ツキタ 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月6日午前11時 長崎地方裁判所島原支部破産係 破産手続廃止	1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第699号 栃木県宇都宮市雀の宮4丁目26番52号 破産者 株式会社恭新工業 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第699号 栃木県宇都宮市雀の宮4丁目26番52号 破産者 株式会社恭新工業 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月6日午前11時 長崎地方裁判所島原支部破産係 破産手続廃止	1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第699号 栃木県宇都宮市雀の宮4丁目26番52号 破産者 株式会社恭新工業 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和5年(フ)第112号	千葉県富津市大堀1143番地 レオパレスアドウスイール204号室 破産者 大廣 亮太 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	千葉地方裁判所木更津支部
令和6年(フ)第129号	千葉県木更津市中央3丁目1番10号 セントラル壱番館203 破産者 佐久間拓志 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	千葉地方裁判所木更津支部
令和6年(フ)第53号	高知県高知市長浜4968番地15 橋本方、開始決定時の住所高知県高知市仁井田1871番地1 破産者 池 淳子 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第1495号	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目17-1萬屋第2ビル201 破産者 株式会社睦総業 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2768号	横浜市都筑区荏田南4-30-19 破産者 株式会社H&Y 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第146号	静岡県浜松市中央区有玉西町826番地の11 ビレッジ有玉203号室、前住所静岡県浜松市中央区有玉西町2411番地の1 破産者 河邊 隆則 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第196号	愛媛県伊予郡砥部町宮内619番地6 破産者 有限会社映香アルミ建材 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	松山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第4862号	東京都新宿区若松町10-17-205 破産者 門井絵理子 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第4997号	東京都文京区千駄木4丁目1番16-810号 破産者 有限会社オートサロン動輪 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第4998号	東京都文京区千駄木4丁目1-16-810 破産者 斎藤 信義 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5179号	東京都葛飾区立石2丁目26番7号 破産者 有限会社スリートップ
	東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7213号	東京都足立区西保木間4丁目5-15-512 破産者 中村喜佐子 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5762号	東京都杉並区本天沼3丁目21-11 破産者 渥田 信明 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6281号	東京都府中市本宿町2丁目11-1 グランドール壱番館302 破産者 平林 辰 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6360号	東京都江戸川区松本2丁目6-15-302 破産者 遠藤 修一 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6394号	東京都江戸川区平井6丁目20-8-201 破産者 山田 聖 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6805号	東京都八王子市散田町4丁目14-15-101 破産者 會田 透 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7501号	東京都板橋区赤塚4丁目32-21 プリズムパークA102 破産者 木村 純 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7957号	東京都大田区南六郷3丁目1番1号 破産者 京浜リムジン株式会社(旧商号ハリウッドリムジン株式会社) 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7958号 東京都大田区仲六郷3丁目21-1-204 破産者 鈴木 耕司 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8039号 東京都江東区大島2丁目23番13号 破産者 株式会社DFI 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8074号 東京都板橋区高島平7丁目41-1-910 破産者 住ノ江美佐子 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8169号 東京都練馬区中村2丁目10番22号403号室 破産者 合同会社ケイエス 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8170号 東京都練馬区中村2丁目10-22-403 破産者 未次 一雅 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8182号 東京都台東区雷門1丁目11番12号 破産者 株式会社サンミツシエル 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8183号 東京都台東区雷門1丁目11-12-406 破産者 高橋 良孝 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8185号 東京都足立区足立3丁目5番1号 破産者 株式会社KNS 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8186号 東京都足立区足立3丁目5-1 破産者 高木 和彦 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8256号 東京都港区白金台5丁目22番11号 破産者 有限会社グリーン・ミレニアム 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8260号 東京都大田区大森西6丁目2番4-101号 破産者 株式会社プラッサム 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8261号 東京都大田区大森南3丁目11-13 栄交通株式会社第四寮104 破産者 西井 健 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8397号 東京都町田市本町田2559-1 ト4-305 破産者 小田 美穂 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8491号 東京都目黒区中根1丁目8-23-102 破産者 萩原 知明 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8533号 東京都板橋区徳丸3丁目21-10 ビラ呉竹A-204 破産者 村井 章浩 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8610号 東京都足立区花畠8丁目8-14-203 破産者 斎藤 修 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8632号 東京都北区神谷3丁目13-4-209 破産者 松坂 学 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8741号 東京都新宿区西新宿6丁目16-13-807 破産者 鈴木 理久 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8680号 東京都文京区小日向1丁目8-20 田中荘 破産者 芦沢美津江 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8691号 東京都杉並区上高井戸2丁目1-11 広瀬莊7 破産者 矢澤 準一 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8694号 東京都大田区下丸子1丁目19-12 破産者 加川真由美 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8725号 東京都板橋区成増5丁目19-10-104 破産者 藤崎眞知子(旧姓田中) 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8739号 東京都中野区中央4丁目49-12-101 破産者 ジャウダル リザ 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8741号 東京都新宿区西新宿6丁目16-13-807 破産者 鈴木 理久 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8743号 東京都江戸川区上篠崎3丁目2-17 第2ことぶき荘103 破産者 木野目誠彦 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8757号 東京都大田区北千束1丁目54-8-202 破産者 木村 夢乃 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8773号 東京都新宿区上落合1丁目9-5-206 破産者 大久保八恵 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8779号 東京都中野区東中野1丁目18-5-203 破産者 藤田 洋之 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8779号 東京都世田谷区岡本2丁目11-20-202 破産者 三樹 正宏 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8781号 東京都足立区西綾瀬2丁目19-5-202 破産者 近藤 充

1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8877号 東京都杉並区阿佐谷南1丁目26-4-202 破産者 屋代 朋恵 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
破産手続終結
令和5年(フ)第1239号 佐賀市鍋島町大字八戸3055番地 破産者 株式会社みのはらフードサービス 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第742号 福岡県福津市手光2461番地の2 破産者 株式会社ファール 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1405号 福岡市中央区大名1丁目9番45-105号 破産者 株式会社ANCHOR 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部
令和4年(フ)第588号 宮城県石巻市大宮町6番38号 破産者 株式会社西抜商店
1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和4年(フ)第589号 宮城県石巻市大宮町6番38号 破産者 亡西抜登喜夫相続財産 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第385号 栃木県宇都宮市鶴田町621-52 破産者 スマート工業株式会社 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和5年(フ)第214号 静岡県伊豆市修善寺3125番地の11 破産者 株式会社Ume hara 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第213号 静岡県御殿場市川島田439番地の1 破産者 株式会社和興 1 決定年月日 令和7年3月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第2269号 横浜市旭区東希望が丘37番地1 破産者 有限会社くるま工房
1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
横浜地方裁判所第3民事部
令和5年(フ)第102号 鳥取県日野郡日南町下石見767番地1 破産者 有限会社カワケン 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部
令和6年(フ)第26号 山口市中央5丁目6番30号 破産者 株式会社Peace Milllion 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第20号 長崎県南島原市深江町丁7492番地31 破産者 有限会社ネットワーク・ナカムラ 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所島原支部破産係
破産手続終結及び免責許可決定
令和6年(フ)第5号 宮崎県延岡市北浦町古江172番地1、前住所宮崎県延岡市出北1丁目14番8号 破産者 星川 政興 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日	令和6年(フ)第209号 北海道虻田郡留寿都村字泉川27番地1 ルスツリゾート社員住宅 A棟 102号室 破産者 工藤 政人	令和6年(フ)第257号 大阪市鶴見区諸口1丁目3番13号 破産者 中原 信義	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
令和6年(フ)第209号 北九州市八幡西区高江5丁目4番13号(101)、 開始決定時の住所福岡県遠賀郡水巻町二東1 丁目4番16号	1 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 2 一般調査期日 令和7年5月9日午後1時30分	異議申述期間 令和7年5月7日まで 令和7年3月10日	3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月24日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年3月7日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第1817号 埼玉県戸田市大字上戸田5番地の1 グリーンフォレスト戸田205号室 破産者 遠藤 文人	大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による再生手続き開始	令和6年(再イ)第206号 千葉県市川市大和田3丁目13番18号 再生債務者 田中 嘉彦
令和6年(フ)第5445号 大阪府茨木市東福井2丁目3番6号	1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午前10時40分	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
令和6年(フ)第11号 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第2107号 札幌市中央区南4条西8丁目9番地5 ピクシーガーデン資生館303号 破産者 飯田 文子	3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月21日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第41号 福岡県みやま市瀬高町太神1255番地10、開始決定時の住所福岡県みやま市瀬高町下庄2375番地2 セントパール瀬高駅前101号室	1 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで 2 一般調査期日 令和7年5月22日午後2時20分	令和6年(フ)第206号 千葉県市川市大和田3丁目13番18号 再生債務者 田中 嘉彦	令和6年(再イ)第4号 千葉県木更津市畑沢南2丁目21番11号 再生債務者 大岩 竜馬
令和7年3月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第41号 福岡県みやま市瀬高町太神1255番地10、開始決定時の住所福岡県みやま市瀬高町下庄2375番地2 セントパール瀬高駅前101号室 破産者 田崎 寛隆	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
令和6年(フ)第41号 福岡地方裁判所柳川支部破産係	令和6年(フ)第534号 熊本県合志市須屋2745番地55 破産者 砂場かおる	3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月21日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで 千葉地方裁判所木更津支部
令和6年(フ)第534号 熊本県合志市須屋2745番地55 破産者 砂場かおる	1 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 2 一般調査期日 令和7年5月20日午後4時	令和6年(フ)第486号 宮崎市古城町後藤寺迫6362 コーポ赤煉瓦館107号室、住民票上の住所宮崎県児湯郡木城町大字椎木681番地1 破産者 永光美智子	令和6年(フ)第207号 千葉県木更津市羽鳥野3丁目1番地34 再生債務者 大隅 功一
令和7年3月11日 福岡地方裁判所柳川支部破産係	令和6年(フ)第486号 宮崎市古城町後藤寺迫6362 コーポ赤煉瓦館107号室、住民票上の住所宮崎県児湯郡木城町大字椎木681番地1 破産者 永光美智子	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
令和6年(フ)第534号 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第646号 大阪府吹田市桃山台5丁目1番C20-808号 破産者 益岡 智子	3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月21日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで 千葉地方裁判所木更津支部
令和6年(フ)第646号 大阪府吹田市桃山台5丁目1番C20-808号 破産者 益岡 智子	1 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 2 一般調査期日 令和7年6月2日午後2時40分	令和6年(フ)第143号 宮崎県都城市祝吉1丁目15番地4 破産者 坂元 正徳	令和6年(フ)第207号 愛知県丹羽郡大口町河北2丁目513番地 再生債務者 長屋 達郎
令和7年3月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第143号 宮崎県都城市祝吉1丁目15番地4 破産者 坂元 正徳	異議申述期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月11日 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
令和7年3月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第143号 宮崎県都城市祝吉1丁目15番地4 破産者 坂元 正徳	異議申述期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月11日 宮崎地方裁判所都城支部	3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月14日まで 名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(再イ)第82号
愛知県豊田市本地町10丁目78番地2
再生債務者 渡邊 詩織
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第13号
兵庫県尼崎市南塚口町8丁目26番17号
再生債務者 吉田 弘行
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部
令和6年(再イ)第5号
岡山県津山市小原138番地16
再生債務者 寺本めぐみ
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月14日まで
岡山地方裁判所津山支部
令和6年(再イ)第6号
岡山県津山市小原138番地16
再生債務者 寺本 哲也
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月14日まで
岡山地方裁判所津山支部
令和7年(再イ)第16号
札幌市中央区南12条西1丁目1番15—603号
再生債務者 鈴木 深貴(旧姓阿部)
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月22日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第1号
北海道北見市美山町南10丁目30番地23
再生債務者 斎藤 健太
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令和7年5月9日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(再イ)第156号
宮城県塩竈市玉川3丁目3番4号
再生債務者 小野 智恵
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第5号
茨城県水戸市見川4丁目396番地の3
再生債務者 宮本 智雄
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月21日まで
水戸地方裁判所
令和7年(再イ)第28号
東京都豊島区東池袋4-18-2 望月方
再生債務者 上原 将司
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月15日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第42号
東京都板橋区赤塚新町2-1-7-101
再生債務者 福島 和希
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令和7年5月9日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第20号
東京都大田区南六郷2-4-2 ハイツアオキ第5 406号室
再生債務者 粕谷 知臣
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(再イ)第66号
静岡県沼津市今沢171番地 4号室
再生債務者 鈴木 朋也
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(再イ)第8号
京都府木津川市木津池田96番地5
再生債務者 阿部 智史
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月24日まで
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第597号
大阪市東淀川区東中島3丁目17番10号 工ス・アイ・ウイング301号
再生債務者 磯波 信孝
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月24日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第9号
広島市安佐南区東野3丁目13番38-102号
再生債務者 稲澤 良典
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第8号 北九州市八幡東区春の町4丁目3番31-302号 再生債務者 一宮 聖 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（再イ）第11号 佐賀市鍋島町大字蛎久50番地 植木団地B6-21 再生債務者 西 典男 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年（再イ）第12号 佐賀県三養基郡みやき町大字市武907番地16 再生債務者 吉野 和弘 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年（再イ）第5号 鹿児島県霧島市国分漁2番地2 再生債務者 前原 弘文 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部	令和7年（再イ）第9号 新潟県長岡市西津町2623-1 メゾンニュー アール105 再生債務者 木村 薫 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和6年（再イ）第44号 静岡県伊東市芝町3番35号 再生債務者 萩原 敦 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再イ）第6号 静岡県三島市谷田（塚の台）1601番地の16 フェリーチェB 再生債務者 石田 歳一 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再イ）第8号 静岡県三島市東大場1丁目25番地の12 再生債務者 奥村 則之 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再イ）第9号 高知市孕西町94番地12 松浦マンション1号、（旧住所）高知市中秦泉寺252番地 ガーデンハイツ永野ⅢB棟303号室 再生債務者 宇都宮拓慎 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第2号 大分県国東市国東町安国寺681番地7 再生債務者 小笠原 崇 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月13日まで 大分地方裁判所杵築支部再生係 令和7年（再イ）第4号 宮崎市吉村町太田ヶ島甲410番地3 サン ジエルマンⅢ301号室 再生債務者 三原 秀紀 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第1号 鹿児島市小松原1丁目69番22号 リーベンパ レス小松原201号 再生債務者 根釜 翔 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第333号 東京都江戸川区春江町2-49-20 再生債務者 土屋 良介 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月24日まで 令和7年3月7日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第373号 東京都江東区森下5-11-9 再生債務者 清水 辰巳 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月24日まで 令和7年3月7日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第28号 千葉県君津市南子安3丁目13番7-2号 再生債務者 成田 信彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月26日まで 令和7年3月11日 千葉地方裁判所木更津支部 令和6年（再イ）第307号 東京都江戸川区西小岩1-3-11-406 再生債務者 小林 礼 1 決議に付する再生計画案 令和6年11月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月27日まで 令和7年3月10日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第73号 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根3868番地9 再生債務者 丸山 進一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで 令和7年3月10日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
--	--	---

令和6年(再イ)第28号 神奈川県逗子市久木6丁目5番33号 再生債務者 大山 千穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月10日 横浜地方裁判所横須賀支部	令和6年(再イ)第19号 千葉県銚子市南小川町2938番地の2 津田ハ イツ3号(前住所 千葉県銚子市犬吠埼 10292番地の230) 再生債務者 田邊 裕治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和6年(再イ)第16号 岐阜県中津川市苗木4051番地の274 再生債務者 林 利浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和6年(再イ)第1号 北海道室蘭市祝津町3丁目6番4号 再生債務者 菅原 雅治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係
令和6年(再イ)第36号 神奈川県横須賀市太田和1丁目44番17号 再生債務者 城 祐司 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月10日 横浜地方裁判所横須賀支部	令和6年(再イ)第25号 千葉県山武市横田976番地16 再生債務者 蛭名 瑠惟 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和6年(再イ)第92号 大阪市北区菅栄町12番8-1号 サウス・サ ン603号室 再生債務者 宮下 楽 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第29号 北海道旭川市永山6条14丁目5番5号 再生債務者 高橋 昭洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 旭川地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第18号 長野県佐久市入澤1590番地 再生債務者 横森 昌博 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月10日 長野地方裁判所佐久支部	令和6年(再イ)第127号 東京都町田市本町田2533番地公社住宅ハ4- 307 再生債務者 根本 裕治 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第13号 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平544 番地5 再生債務者 早津美奈子 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで 令和7年3月11日 福島地方裁判所白河支部再生係	令和6年(再イ)第34号 北海道旭川市東5条7丁目2番10号 ジュエ ルパレス5・7 再生債務者 須貝 吉夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 旭川地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第72号 静岡市葵区北2丁目8番29号 再生債務者 森下 勝久 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月10日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第79号 神奈川県平塚市大神1丁目6番47号 再生債務者 枝 嘉須美 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第564号 大阪市淀川区十三東1丁目10番2号 ブエナ ビスタ十三東802号 再生債務者 野口 人志 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで 令和7年3月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第22号 北海道帯広市西18条南2丁目11番地149 再生債務者 山内 治美 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 釧路地方裁判所帯広支部再生係
令和6年(再イ)第73号 静岡市葵区北2丁目8番29号 再生債務者 森下 恵美 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月10日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第24号 岐阜県大垣市東前1丁目91番地 シティーハ イツα 105 再生債務者 澤田 義隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 岐阜地方裁判所大垣支部	令和6年(再イ)第202号 札幌市豊平区平岸3条11丁目2番18-402号 再生債務者 清水 聰子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第1号 兵庫県多可郡多可町加美区三谷645番地1 再生債務者 ログハウス西村屋こと 西村 久 志 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 神戸地方裁判所社支部

令和6年(再イ)第20号
松江市浜乃木4丁目10番32号
再生債務者 松井 芳賢
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
8日まで
令和7年3月11日 松江地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第17号
佐賀県伊万里市山代町楠久津177番地597
再生債務者 川野 智子
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
8日まで
令和7年3月11日 佐賀地方裁判所武雄支部
令和6年(再イ)第30号
福島県田村郡三春町字御免町153番地の2
再生債務者 橋本 周三
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
10日まで
令和7年3月11日
福島地方裁判所郡山支部再生係
令和6年(再イ)第138号
京都市下京区西七条南東野町14番地 G L A
N Z七条通 302
再生債務者 西崎 湧也
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
11日まで
令和7年3月11日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第114号
岡山市北区中山下1丁目8番1号 407(旧
住所) 岡山市北区天瀬1番1号 302
再生債務者 北山 涼子
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3
月31日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
31日まで
令和7年3月10日
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第59号
熊本県菊池郡菊陽町武藏ヶ丘3丁目16番武
藏ヶ丘団地16-30号
再生債務者 吉川 正信
1 決議に付する再生計画案 令和7年1月28日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3
月31日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
31日まで
令和7年3月10日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(再イ)第52号
新潟市西蒲区竹野町692番地5
再生債務者 斎藤 俊輔
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月1日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日 新潟地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第58号
新潟市中央区上大川前通10番町1871番地2
G E O上大川前通10番町603号
再生債務者 五十嵐健介
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月1日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日 新潟地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第28号
兵庫県伊丹市山田4丁目7番21-4号
再生債務者 藤井 翔太
1 決議に付する再生計画案 令和7年1月16日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月1日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和6年(再イ)第53号
岡山県倉敷市神田4丁目8番15号 アマービ
レ105
再生債務者 坂手正太郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月1日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和6年(再イ)第67号
鹿児島市宇宿9丁目35番18号
再生債務者 松川 典敬
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月1日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係
令和6年(再イ)第20号
山口県宇部市大字東須恵720番地7
再生債務者 山本 寛一
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月7日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
7日まで
令和7年3月10日 山口地方裁判所宇部支部
令和6年(再イ)第13号
新潟県燕市五千石4439番地21
再生債務者 玉澤 伸
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4
月8日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
8日まで
令和7年3月11日 新潟地方裁判所三条支部

**小規模個人再生による再生計
画取消**

令和3年(再イ)第50号
広島市安芸区瀬野西3丁目28番17号
再生債務者 下田 龍
1 主文 本件再生計画を取り消す。
2 理由の要旨 令和3年12月7日に認可した再
生計画には、民事再生法189条1項2号に定め
る事由がある。
令和7年3月11日
広島地方裁判所民事第4部
**小規模個人再生による再生手
続廃止**
令和6年(再イ)第143号
札幌市中央区南19条西16丁目5番10-208号
再生債務者 西濱 克也
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
237条2項に定める事由がある。
令和7年3月11日
札幌地方裁判所民事第4部
**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**
令和6年(再口)第1号
愛知県江南市東野町神上129番地 パークシ
ティ江南二番街307号
再生債務者 月原 博幸
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月
4日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年4月3日まで
令和7年3月10日
名古屋地方裁判所一宮支部
**給与所得者等再生による再生
計画認可**
令和6年(再口)第9号
大阪府柏原市玉手町23番5-106号 ドリー
ム松村
再生債務者 前村 昌弘
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月6日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 官報

(乙) 揭載紙 官報

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日

東京都中央区日本橋浜町一丁目一二番六号

リバーノート

(甲) 合同会社スカイエスツ

代表社員 満仲 敦

(乙) 合同会社ベスト

代表社員 満仲 敦

(甲) G M O ビューティー株式会社

代表取締役 森 輝幸

(乙) 株式会社メディベース

代表取締役 山路 規矢

(甲) 揭載紙 官報

(乙) 揭載紙 官報

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はそのフルーツ・ジャパン部門の運営に関する事業に係る権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

令和七年三月十九日

東京都港区港南二丁目一五番二号

ラザウェストオフィスタワー一九階

(甲) T G A H o l d i n g J a p

代表社員 a n 合同会社

フルーツ・インターナショナル・ホールディングス

代表取締役 真木 到

(乙) 株式会社フルーツ・ジャパン

職務執行者 クリストファー・マル

ホール

(甲) 揭載紙 官報

(乙) 揭載紙 官報

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日

東京都港区港南二丁目一五番二号

タクシードライバーズ

(甲) T G A H o l d i n g J a p

代表取締役 真木 到

タクシードライバーズ

代表取締役 岩本 勝

(甲) 揭載紙 官報

(乙) 揭載紙 官報

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日

東京都港区港南二丁目一五番二号

タクシードライバーズ

(甲) T G A H o l d i n g J a p

代表取締役 真木 到

タクシードライバーズ

代表取締役 岩本 勝

(甲) 揭載紙 官報

(乙) 揭載紙 官報

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十九日

東京都新宿区左門町一一番地一

日本テンプルヴァン株式会社

代表取締役 井上 拓郎

限定承認公告

右被相続人は令和五年十二月十一日死亡し、その相続人は令和七年三月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十九日
東京都墨田区江戸川区北小岩八丁目一三番一八号
被相続人 亡 高木 麻子
代理人弁護士 岩本 拓也
今 翔 千晶
宇野 瞳子
信託会社及び第二種金融商品取引業者の解散の公

告
当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定によりみなし解散いたしました。引受けを行つた信託関係の処理の方法につきましては、現在、当社に引き受けを行つた信託契約等はございません。第二種金融商品取引業に係る結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

令和七年三月十九日
名古屋市中区錦一丁目四番一六号
ライツ信託株式会社
杉本 和男
投資主総会招集公告

投資主総会招集公告

令和七年五月二十六日に投資主総会を開催いたします。規約第十八条第一項の規定に従い、令和七年二月二十八日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもつて、当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主といった

令和七年三月十九日

大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号
中之島セントラルタワー

JR西日本プライバートリート投資法人

執行役員 前 久司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百万五千九円減少することにいたしました。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 4 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

http://www.ko-koku.jp/

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 12 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 6 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 14 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 16 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 16 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 16 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億九千九百七十万三千五百四十四円減少することにいたしました。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 6 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 14 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 16 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 16 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 7 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

http://www.ko-koku.jp/

当社は、優先資本金の額を金二億二千九百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
G J C F 7 特定目的会社
取締役 嶋本 泰治

訂正公告

令和七年二月二十五日（号外第三十六号）掲載の合併公告及び決算公告（社組）中、甲の決算公告中、（うち当期純利益）[557] とあるは [5,573] の誤りにつき訂正します。

令和七年三月十九日
静岡市駿河区八幡三丁目五番一七号
(乙) 株式会社フォーユークリーク
代表取締役 渡辺 元茂

（甲）株式会社インテック
代表取締役 渡辺 元茂

静岡市駿河区八幡三丁目五番一七号
（乙）株式会社フォーユークリーク
代表取締役 渡辺 元茂

（甲）株式会社インテック
代表取締役 渡辺 元茂

静岡市駿河区八幡三丁目五番一七号
（乙）株式会社フォーユークリーク
代表取締役 渡辺 元茂

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千九百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

債権申出の催告 第三回

当社規約型企業年金は、令和七年二月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和七年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日
兵庫県揖保郡太子町福地七四五一
株式会社平福電機製作所

規約型確定給付企業年金清算人
米田 和也

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
兵庫県福井市湊二丁目一四〇一番地
株式会社ファーストドリーム

規約型確定給付企業年金清算人
米田 和也

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十九日
福井県福井市湊二丁目一四〇一番地
株式会社ファーストドリーム

規約型確定給付企業年金清算人
米田 和也

令和七年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付
エムジージェイワン特定目的会社
取締役 嶋本 泰治